

議案第 7 2 号

松阪市立保育所条例の一部改正について

松阪市立保育所条例（平成 17 年松阪市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市立保育所条例の一部を改正する条例

松阪市立保育所条例（平成 17 年松阪市条例第 119 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

名 称	位 置	定 員（人）
松阪市立第一保育園	松阪市殿町 1563 番地	125
松阪市立第二保育園	松阪市泉町 1734 番地	125
松阪市立白鳩保育園	松阪市京町一区 21 番地 4	125
松阪市立東保育園	松阪市東町 1 番地 1	80
松阪市立西保育園	松阪市船江町 2717 番地	150
松阪市立大河内保育園	松阪市矢津町 5 番地	100
松阪市立春日保育園	松阪市春日町二丁目 207 番地	130
松阪市立つばな保育園	松阪市茅原町 575 番地 1	80
松阪市立花岡保育園	松阪市小黒田町 575 番地 1	120
松阪市立みなみ保育園	松阪市小片野町 2304 番地 2	40
松阪市立若草保育園	松阪市大黒田町 935 番地	130
松阪市立三郷保育園	松阪市若葉町 163 番地 26	130
松阪市立駅部田保育園	松阪市駅部田町 1569 番地 2	130

松阪市立大津保育園	松阪市大津町 380 番地 1	110
松阪市立ひかり保育園	松阪市嬉野川北町 1346 番地	135
松阪市立ひかり保育園こだま分園	松阪市嬉野須賀領町 9 番地	50
松阪市立三雲南保育園	松阪市小津町 577 番地 3	155
松阪市立三雲北保育園	松阪市肥留町 551 番地	165
松阪市立かはだ保育園	松阪市飯高町森 1810 番地 2	20

第 5 条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入所を不承諾又は保留することができる。

- (1) 利用定員に余裕がないとき。
- (2) 保育上又は管理上不適當と認められるとき。

第 6 条中「規定するところにより」の次に「、松阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（令和元年松阪市条例第●号）に規定する」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。